

2013年7月25日制定

2013年12月7日改訂

2014年4月22日改訂

スマートウェルネス研究会 運営規約

第1条（名称）

本会は、「スマートウェルネス研究会」と称する。（以下、「本会」と称する。）

（英名：Society of Smart Wellness for the study）

第2条（目的）

本会は、これからのわが国の成長産業の中心となる健康・医療分野におけるイノベーション創出と、それを支える技術の中心となるサイバーフィジカル分野（情報工学・ロボット工学等の分野が高度に融合した領域）の関連技術の向上、国際的競争力の強化並びに地域産業の活性化に向けて、研究開発から事業化、市場創造までの全ての工程の研究開発を産学で行うことを目的とする。

第3条（活動）

- （1）スマートウェルネス領域の最新技術動向の調査・研究
- （2）スマートウェルネス技術に関する産学の交流
- （3）スマートウェルネス領域にフォーカスした技術研究開発
- （4）スマートウェルネスを中核とする地域産業の育成と活性化
- （5）スマートウェルネス技術の産学での共同研究の推進
- （6）外部研究開発資金の積極導入によるスマートウェルネス関連の新技术開発、新ビジネスモデル創出の推進

第4条（組織）

本会の代表として会長を置く。会長は本会の運営や活動方針など会務全般にわたり、高度な専門知識および経験から必要に応じて助言を行う。ただし、本会の運営上の責任は負わないものとする。

また、本会に幹事を置く。幹事は幹事会を構成し、法令及び本規約で定めるところにより、会務を執行する。なお、幹事は一般会員又は特別会員から幹事会にて選出するものとし、幹事の代表として代表幹事を置く。

- （1）会長 1名
- （2）代表幹事 1名
- （3）幹事 7名以内

第5条（入会）

入会の条件は、本会の趣旨に賛同し幹事会にて承認された企業、団体または個人とする。

